

北里大学医学部進級・卒業・留年等規程

平成 28 年 11 月 22 日改正

2018 年 12 月 11 日改正

2020 年 9 月 8 日改正

2021 年 12 月 14 日改正

2024 年 6 月 11 日改正

(総則)

第 1 条 医学部に在籍する学生の進級・卒業・留年等については、この規程の定めるところによる。

(進級)

第 2 条 医学部教授会が当該年度の学年末に、次条に定める進級要件に基づき進級の可否を判定する。

2 前項により、進級要件を全て満たす者を進級とする。

(進級要件)

第 3 条 各学年の進級要件は、次の各号に定める。

- (1) 第 1 学年については、人間形成の基礎科目を除く当該学年の開講科目（以下「配当科目」という。）の全てに合格し、人間形成の基礎科目から 4 科目 8 単位以上修得すること。
- (2) 第 2 学年については、配当科目の全てに合格すること。
- (3) 第 3 学年については、配当科目の全てに合格し、第 3 学年総合試験に合格すること。
- (4) 第 4 学年については、第 3 条の 3 に定める臨床実習参加要件を満たしたうえで、当該学年の臨床実習科目（以下「臨床実習科目」という。）の不合格科目が 3 科目以下であること。なお、臨床実習科目の不合格科目を有して進級した場合は、第 5 学年で当該科目を再履修しなければならない。
- (5) 第 5 学年については、配当科目及び前号に定める第 4 学年の再履修科目のうち、不合格科目が 1 科目以下であり、かつ総合試験に合格すること。なお、臨床実習科目の不合格科目を有して進級した場合は、第 6 学年で当該科目を再履修しなければならない。

(臨床実習参加許可判定)

第 3 条の 2 医学部教授会が第 4 学年の共用試験医学系 CBT 及び共用試験医学系臨床実習前 OSCE 終了後に、次条に定める臨床実習参加要件に基づき、臨床実習参加の可否を判定する。

2 前項により、臨床実習参加要件を全て満たす者に臨床実習参加を許可する。

(臨床実習参加要件)

第 3 条の 3 第 4 学年の臨床実習の参加要件は、臨床実習科目を除く配当科目の全てに合格し、共用試験医学系 CBT 及び共用試験医学系臨床実習前 OSCE に合格することとする。

2 前項にかかわらず、留年等により既に共用試験医学系 CBT 及び共用試験医学系臨床実習前 OSCE に合格し、医学生共用試験合格証及び臨床実習生（医学）認定証を取得した者には、当該判定対象年度におけるこれら試験の受験を課さない。

(卒業)

第 4 条 医学部教授会が当該年度の学年末に、次条に定める卒業要件に基づき卒業の可否を判定する。

2 前項により、卒業要件を全て満たす者を卒業と認定する。

(卒業要件)

第5条 卒業要件は次のとおりとする。

- (1) 第6学年配当科目(必修科目及び選択必修3科目)の全てに合格すること。
- (2) 共用試験医学系臨床実習後 OSCE 及び総合試験に合格すること。
- (3) 第5学年時の不合格科目を有する者については、当該科目を再履修し、合格すること。

(留年)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は留年とする。

- (1) 第3条に規定する進級要件を満たすことができない者
- (2) 第5条に規定する卒業要件を満たすことができない者
- (3) 北里大学学則の規定により休学となった者
- (4) 医学部試験不正行為者の取扱いにより停学となった者
- (5) 学習態度が極めて不良であると教授会が判定した者
- (6) その他、教授会が留年と判定した者

2 留年者は、該当学年配当科目(必修科目及び選択必修科目)を全て再履修しなければならない。ただし、教授会が特に指示した場合はこの限りでない。

(利益相反)

第7条 教員は、2親等以内の親族が学生として在籍している場合、原則として、当該学生の進級・卒業の判定に携わらない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育委員会の議を経て、教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条(進級要件)の規定にかかわらず、旧規程により平成23年度に不合格科目を有して進級した者(仮進級者)は、進級学年に実施する当該不合格科目に関する試験(仮進級解除試験)を受験し、合格しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条(進級要件)の規定にかかわらず、旧規程により平成23年度に不合格科目を有して進級(仮進級)し、平成24年度に当該学年に留年となった者は、当該学年に実施する当該不合格科目に関する試験(仮進級解除試験)を受験し、合格しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条(進級要件)の規定にかかわらず、平成19年4月1日施行規程により不合格科目を有して進級(仮進級)し、当該学年に留年となった者は、当該学年に実施する当該不合格科目に関する試験(仮進級解除試験)を受験し、合格しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 仮進級解除試験廃止に伴い、関係条文を削除する。
- 3 第3条（進級要件）の規定にかかわらず、平成26年4月1日施行規程により不合格科目を有して仮進級した者は、平成26年4月1日施行規程に則り仮進級解除試験を受験し、合格しなければならない。

附 則

この規程は、2018年12月12日から施行する。

附 則（北学総第2020-05875号）

この規程は、2020年9月8日から施行する。

附 則（北学総第2021-13484号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2024-04774号）

- 1 この規程は、2024年6月11日から施行する。
- 2 前項にかかわらずこの規程は、2024年4月1日から適用する。